豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地

さらべつ議会

152

平成27年6月10日　発行／更別村議会　編集／議会運営委員会

第18期村議会議員

改選後初めての臨時議会が５月８日に開かれ、議長、副議長の選挙が行われました。また、各委員会の構成が決定し、新しい議会がスタートしました。

第１回臨時会……2
議長に松橋氏、副議長に本多氏が当選

委員会構成決定……3

第１回定例会……4
総額62億１０８万５千円、平成27年度予算を可決

そこが聞きたい「Q＆A」

一般質問……8
２人の議員が３項目について質問

意見書を提出……10

委員会レポート……11

審議結果・議会日誌……12

議長に松橋氏、副議長に本多氏

～第18期　村議会がスタート～

5月8日、村議会議員改選後初めての臨時議会が開かれ、正副議長の選挙を行いました。議長に松橋氏、副議長に本多氏が当選、第18期村議会の体制が決定しました。この後、一部事務組合議員の選挙を行いました。また、監査委員2名、副村長、教育長の選任について審議され、いずれも同意されました。

議長就任挨拶

議長
松橋　昌和

就任のご挨拶を申し上げます。第1回議会臨時会で議長に就任いたしました。8名の少数議会、過去4年間、木山前議長のもとで、議会改革を進め、いかに住民目線で、開かれた議会、村民の皆様との対話を重視してまいりました。結果として2回連続の無投票、若者の選挙に対する無関心、行政に対する不信なのか、原因、要素は、多々あると思います。問題点を精査し、議会改革を進めるつもりです。更別村も少子高齢化、ＴＰＰ、酪農・畜産農家の急激な減少、問題は山積しています。国は地方創生を政策目標に掲げ、種々の交付、施策、財政措置を策定しました。更別村の将来に必要な施策、事業は、画一的なものでなく、更別の将来を自己決定すべきであると考えます。重要政策については、新しく誕生しました西山村政と互いに協力、知恵を出し合い、是々非々の立場で、一体的に、豊かな村づくりに邁進いたします。どうぞ、今後とも村民の皆様のご指導方よろしくお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

副議長就任挨拶

副議長
本多　芳宏

ただいま、指名推薦ということで、私が副議長に就任させていただきました。新しい松橋議長のもと、私も補佐をしたいと思います。また、西山新体制でございますので、そういったことを踏まえながら、議会をまとめて、今後4年間、私のできる限りのことをしたいと思いますので、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

委員会構成決定　常任委員、議会運営委員を選任

５月８日、議長が総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会の両常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員を選任しました。ただちに各委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われました。

初議会での各選挙結果

（　　）は選挙方式

■議　長（投票）

松橋議員４票　本多議員４票

※得票数が同数のため、クジで当選者を決定しました。

■副議長（指名推薦）

本多議員

■十勝環境複合事務組合議会議員

（指名推薦）　松橋議員

■十勝圏複合事務組合議会議員

（指名推薦）　松橋議員

■十勝中部広域水道企業団議会議員

（指名推薦）　松橋議員

■とかち広域消防事務組合議会議員

（指名推薦）　松橋議員

■南十勝消防事務組合議会議員

（指名推薦）　太田議員、髙木議員

総務厚生常任委員会

委員長	副委員長	委員	委員	委員
安	髙	太	織	本
敏	木	田	多	橋
博	村	基	司	宏

産業文教常任委員会

委員長	副委員長	委員	委員	委員
村	髙	太	上	本
瀬	田	木	多	橋
泰	修	綱	幸	芳
伸	基	一	彦	宏

議会運営委員会

委員長	副委員長	委員	委員	委員
髙	太	安	村	本
木	田	村	瀬	多
修	綱	敏	泰	芳
一	基	博	伸	宏

選任同意しました

教　育　長
荻　原　　正　氏

副　村　長
森　　稔　宏　氏

議会選出監査委員
上　田　幸　彦　氏

代表監査委員
笠　原　幸　宏　氏

第１回定例会

平成27年度予算

6 会計　62億108万5千円を可決

第1回定例会は、3月10日から17日までの8日間の会期で行われました。
開会日の10日は、条例の制定2件、条例の改正9件、村道路線の廃止並びに認定、村有財産の無償貸付、一般会計ほか5特別会計の補正予算、意見書案2件、請願2件が審議され、このうち、条例の制定2件と請願2件が常任委員会に付託されました。
11日には、ナイター議会で2人の議員が3項目について一般質問を行ない理事者の見解を質しました。
12、16日の両日にわたり、新年度予算が審議され、16日に一般会計補正予算、常任委員会に付託された条例並びに請願、その後提出された意見書案2件が審議されました。
提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残し、閉会しました。

◎3月10日審議分

条例の制定（付託）

▼更別村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例制定

介護保険法の一部が改正されたことから、地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定めるものです。総務厚生常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

▼更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定

介護保険法の一部が改正されたことから、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものです。総務厚生常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

条例の改正

▼更別村保育実施条例の全部を改正する条例制定

子ども・子育て支援新制度による児童福祉法の改正及び子ども子育て支援法の施行に伴い、保育の実施基準を改めるものです。

▼更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定

教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることから、関連する条文を改めるものです。

質　疑

赤津議員　教育委員会制度が大きく変わることにより教育の独立性は保たれるか。

教育次長　教育委員会の役割など根本的なものは変わらない。従前どおり教育委員会の役割は果たされていく。

赤津議員　教育長の身分はどう変わるのか。

教育次長　一般職から特別職に変わる。

村　長　急激な教育改革でもあり、制度について周知したい。

赤津議員　教育委員会が弱体化するのではないか。

教育次長　教育会議、議会による監視機能でバランスを図る。

▼更別村職員定数条例の一部を改正する条例制定

教育長が一般職から特別職になることから、関連する条文を改めるものです。

▼更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定

村議会議員の活動、責任度の増加に伴い、報酬月額を改めるものです。

質　疑

赤津議員　議会では議会改革に取組んでいるが、議員報酬、議員定数については、まだ本格的な議論を行っていない。そのような段階での提案はどうなのか。

村　長　議員定数8名という現状、議会改革などの取組みなど、議員の責任度も高まっており、同規模の他町村と比較しても、適正な改正と思っている。

本案に関して、議員間での**自由討議**が行われました。

高木議員　社会情勢等を考慮した特別職報酬等審議会での判断であり、妥当と考える。

髙橋議員　特別職報酬等審議会で議論する前に議会に説明していただきたかった。報酬は上げるべきと思う。

赤津議員　報酬が低いから議員のなり手がいないとよく言われるが、報酬を上げたからといってなり手不足が解消するわけではない。

堂場議員　提案される前に全員協議会等で説明を受け、議会内でも議論しており、報酬を上げることについて理解する。

討　論

【反対討論】

赤津議員　議会改革の最中であり、次期議会で時間をかけて論議すべきである。時期尚早であり本案に反対する。

【賛成討論】

本多議員　本村議会の報酬は十勝管内でも下位から2番目の低さである。行政改革の結果だが、定数が8名と少数で業務も増えており、本案に賛成する。

採　決

賛成4人、反対2人

▼更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

特別職の期末手当を国家公務員の取扱いに準じたものとするなどの改正を行うものです。

▼更別村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定

教育長の期末手当を国家公務員の取扱いに準じたものとするため改正するものです。

▼更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

住居手当の支給について、村外居住者を対象外とするなどの改正を行うものです。

質　疑

高木議員　村外に自己の住宅を所有している職員はいるのか。その職員は住宅手当の支給を受けられなくなるということか。

総務課長　2人の職員が村外に住宅を所有しており、これらの職員は住宅手当の支給の対象外となる。

高木議員　住宅手当支給の対象外となる職員に対して別な措置を設ける考えはないか。

総務課長　考えていない。

▼更別村手数料条例の一部を改正する条例制定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い関連条文を改めるものです。

▼更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定

平成27年度から平成29年度までの介護保険料にかかる保険料率を月額4千500円となるよう改めるものです。

村道路線の廃止・認定

▼村道路線の廃止

▼村道路線の認定

道路工事の施行に関し、村道路線の延長に変更が生じたため、本町5丁目線を廃止し、新たに認定するものです。

財産の無償貸付

▼村有財産の無償貸付

更別村市街地活性化交流拠点施設建設のため、更別村商工会に村有財産（土地）を無償貸付するものです。

質　疑

堂場議員　無償貸付の期間30年の根拠は。

企画政策課長　財務規則で規定する貸付の期間の上限としている。

補正予算

▼一般会計補正予算（第7号）

主には、商店街活性化事業助成金、除雪事業委託料、賃貸住宅建設費助成金の増額と、執行残（事務事業を終えた後の残金）の処理で、5千69万7千円の減額補正を行い、総額44億9千545万6千円となるものです。

質　疑

堂場議員　村営住宅等建設工事費等で多額の執行残が生じているがその理由は。

建設水道課長　入札を行った結果執行残となった。

松橋議員　福祉の里総合センター給食部門利用料が大幅に減額となった理由は。

保健福祉課長　入院患者の減少により減額となった。

松橋議員　入院患者が減少したのは家庭医療が浸透したからか。

診療所事務長　長期入院患者が亡くなられたため。

▼国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

［事業勘定］

主には、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定

議会議員　報酬月額改正の内容

議会議員の活動、責任度の増加に伴い、更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部が改正され、平成27年4月に支給される報酬から金額が改められることになりました。

議員の報酬月額 改正前と改正後の比較

	（改正前）	（改正後）	（差額）
議　長	242,000円	258,000円	16,000円
副議長	193,000円	203,000円	10,000円
委員長	173,000円	181,000円	8,000円
議　員	152,000円	162,000円	10,000円

化事業拠出金の減額で、５３７万１千円の減額補正を行い、総額５億１千６７１万３千円となるものです。

［施設勘定］

主には、医療業務委託料、給食業務委託料の減額で、１千７３３万円の減額補正を行い、総額３億３千６２８万７千円となるものです。

▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

主には、後期高齢者医療広域連合納付金の減額で、１７２万円の減額補正を行い、総額５千４９４万５千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

［事業勘定］

主には、地域密着型居宅介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費の減額で、１千４３９万円の減額補正を行い、総額２億８千５０１万９千円となるものです。

［サービス事業勘定］

主には、新予防計画策定委託料の減額で、２６万５千円の減額補正を行い、総額１５０万６千円となるものです。

▼簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

主には、職員手当等の減額で、２７万３千円の減額補正を行い、総額４千２５８万円となるものです。

▼公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

主には、個別排水処理施設工事費の減額で、２千４１１万３千円の減額補正を行い、総額１億４千３４６万６千円となるものです。

請願（付託）

▼農協関係法制度の見直しに関する請願書

農協関係法制度の見直しに当たって、協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式を強制しないことなどについて、国に対し意見書を提出するよう求めるものです。産業文教常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

▼ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る請願書

ＴＰＰ交渉に当たって、衆参両院農林水産委員会における決議を遵守することなどについて、国に対し意見書を提出するよう求めるものです。産業文教常任委員会に付託され、会期中に審査することになりました。

◎3月12、16日審議分

当初予算

▼一般会計予算並びに5特別会計

平成27年度当初予算は、２日間にわたり審議を行ない、一般会計46億９千２３５万７千円、５特別会計合計15億８７２万８千円は、それぞれ可決されました。

質疑（一般会計）

【歳出】

○総務費

松橋議員 社会保障・税番号制度整備事業の内容は。

総務課長 社会保障・税番号制度の開始に伴い、条例、規則の改正業務を委託するもの。

村長 制度に対し不安を感じている住民もおられると思うので、詳しく説明し配慮したい。

本多議員 上更別地区活性化対策事業助成金を受けながらポピーマートはぎりぎりの経営を行っているが、冷蔵庫などが破損した場合はどうなるのか。

企画政策課長 経営の中で対応していただいているが、施設の老朽化など、今後協議し対応を考えたい。

松橋議員 村有林整備は樹種を見直してはどうか。

産業課長 保安林はカラマツによる復旧となるが、普通林はナナカマドなど広葉樹も樹種として考えている。

◎衛生費

堂場議員 毎年雪解けの後、多くのごみが出てくる。特に犬のふんが目立つ。ごみの散乱等の防止に関する条例の周知徹底が必要ではないか。

住民生活課長 条例の規定に

平成27年度各会計予算

（単位：千円）

会計別			平成27年度当初予算	平成26年度当初予算	対前年増減比
一般会計			4,692,357	4,232,858	10.9%
特別会計	国保会計	事業勘定	585,410	500,565	16.9%
		診療施設勘定	356,076	349,695	1.8%
	後期高齢者医療事業		55,430	56,665	△ 2.2%
	介護保険	事業勘定	296,472	293,044	1.2%
		サービス事業勘定	1,490	1,771	△ 15.9%
	簡易水道事業		48,699	43,482	12.0%
	公共下水道事業		165,151	178,733	△ 7.6%
合計			6,201,085	5,656,813	9.6%

基づいて対応し、周知徹底に努めたい。

◎民生費

松橋議員 生活支援ハウス運営業務の委託先は。

保健福祉課長 博愛会に委託している。

◎農林水産業費

高橋議員 土づくり推進事業助成金が昨年に比べ300万円減っている理由は。平成26年度の実績は。

産業課長 農協と村による赤字分の負担割合を見直したため。平成26年度実績は1万8千360㎥で、918万円を支出した。

堂場議員 有害鳥獣駆除後の死骸を処理する施設を整備する考えは。

産業課長 芽室町で整備されており、平成28年度より近隣町村からの受入れが予定されている。

松橋議員 酪農の危機に対し農協と協議していると聞くがその先に進んでいないのではないか。

産業課長 取組めるものから取組むこととしているが、調整に時間を要するものもある。

高橋議員 農業労務者の派遣を行っている派遣会社に対し財政支援する考えは。

産業課長 農業労務者受入協議会が解散し、農業労務者派遣受入れの連絡会が設立されており、支援を予定している。

◎教育費

堂場議員 コミュニティプールの監視員が監視台にいないで清掃を行っていることがあると聞くが。

教育次長 業者に指導する。

松橋議員 幼稚園の特別支援補助教諭の賃金が低いのではないか。

教育長 全体のバランスを考慮し額を決定している。教諭の資格を持った職員は一般事務職よりは高い賃金となっている。

松橋議員 学校教諭の6割が精神的な病を患っているという報道があったが、更別の現状は。

教育長 該当するような教諭はいない。

質疑（国保会計）

【診療施設勘定】

赤津議員 空きがあるのにどうして入院できないのかという住民の声を聞くが。

診療所事務長 急性期の患者は診療所では対応できないので、対応可能な他の病院に入院することになる。また、不穏な動きをされる患者は、夜間の対応を家族にお願いしているので、対応できない場合は入院できない。

質疑（下水会計）

松橋議員 浄化センター維持管理業務等の委託料が増額となっている理由は。

建設水道課長 労務賃は4％、経費は10％増を見込んでいる。

補正予算

◎3月16日審議分

▼一般会計補正予算（第8号）

除雪事業委託料の増額により、2千万円の追加補正を行い、総額45億1千545万6千円となるものです。

条例の制定（審議）

▼更別村地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例制定

▼更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定

10日に付託を受けた総務厚生常任委員会で、原案可決すべきものと決定し、委員長の報告どおり可決されました。

請願（審議）

▼農協関係法制度の見直しに関する請願書

▼TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書

10日に付託を受けた産業文教常任委員会で、採択すべきものと決定し、委員長の報告どおり採択されました。

6月定例会（予定）

6月9日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付簿に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

問合せ先　議会事務局　52－2117

そこが聞きたい いっぱん質問

Q&A

第１回定例会は２人の議員が３項目について一般質問を行いました。質問と答弁の内容を要約してお知らせします。

行政改革の方向性について

村長―積極展開が更別版地方創生を成し遂げる道

高木議員

高木議員　これまで村では、第一次～第三次の行政改革大綱を策定し、行財政運営の健全化に取組んでまいりましたが、行政改革推進本部等における取組み状況についてお伺いいたします。また、平成27年は第三次行政改革大綱が策定されてから10年が経過する年となります。社会経済情勢も大きく変化しており、しっかりとした村の中長期計画が必要であると考えます。新たな行政改革大綱の策定、条例に基づく委員会の設置等村長のお考えをお伺いいたします。

村長　平成17年に、第三次行政改革大綱推進計画を策定し、平成21年度までの5年間、実施計画に基づいて、人件費、各種団体等への助成金、敬老年金のほか多くの事務事業の見直しにより、約9億5千万円の効果を挙げたところであります。このような効果を挙げることができましたのも、行政改革推進委員会委員の方々、そして、何よりも村民の深いご理解とご協力によるものであります。第4次の行政改革大綱の策定に関しては、国の行政改革方針等が示された後に検討することとし、平成22年度以降は、第三次行政改革大綱の推進項目や、行革の精神を踏襲する形で推進してきたところであります。今後は、安倍政権が掲げる「地方創生と地方交付税の削減」という整合性の取れない政策の中で、このことに余り翻弄されないで、村の活性化、人口対策などを優先すべきと思っています。引退する身でありますが、将来に繋がる行革（スクラップ&ビルド）の精神は重要として、明るい展望を抱き、皆で知恵を出し、「投資なくして繁栄なし」の考えも大切にして、積立てた基金の有効活用を図り、積極展開することが、更別版地方創生を成し遂げる道だと思います。事業や財政規模の縮小をメインとする削減であってはなりませんし、特に、財政の許す限り、弱者にしわ寄せがいくような改革をしてはならないと考えます。「まちづくり」の主役は村民であり、村民の意見や考え方を吸収し、今後の行政改革については、次期政権が財政の長期見通しを捉えた中で、柔軟に、次期総合計画との整合性を図るなどして進めていただきたいと思っています。また、条例に基づく委員会の設置等も、スクラップ&ビルドの精神にて、次期政権下にて検討していただきたいと思っています。

地方創生計画に地域タクシー特区を

村長―タクシーの村内需要について把握が必要

赤津議員

赤津議員　国は「地方創生」として人口急減・高齢化問題に取り組むこととし、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げました。タクシー事業は村の活性化、高齢化対策、経済的に計り知れない波及効果が考えられます。地域タクシー特区を地方創生計画に盛り込む考えはないか、また、創生本部設置に対する村長の決意とご見解を求めたいと思います。

村長　人口減少に歯止めをかけ、地方創生を成し遂げるためには、これまで都市部に流れている「しごと」、「ひと」、「金」を食い止め、好循環を確立しなければなりません。村では、「更別村まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、村の課題・対策について、全職員から施策の提案を募集し、提案された各種施策等について、協議を始めているところであります。この先、1年をかけ、地方版総合戦略の策定を行うこととしております。基本目標・基本的方向についての整理を行い、住民・関係機関で組織する（仮称）まち・ひと・しごと創生会議を立ち上げ、平成27年度において総合戦略をまとめることとしています。住民の足の確保については、これまで、村として、村民バスの運行をはじめ、社会福祉協議会に委託しての移送サービスや生活交通路線維持のため路線バス運行の支援に努めているところであり、なる総合計画を策定し、「いつまでも住み続けたいまち」づくりの実現に向けて、時々の課題を加えながら、村づくりを進めてまいりました。人口問題や少子高齢化の課題、基幹産業である農業問題、道州制と市町村合併問題など、大きな課題が山積です。この先の連続した10年の取り組みは、村にとりまして大変重要な期間と考え、一瞬足りとも村づくりが停滞してはならないと判断し、次期政権に託すこととした訳であります。新政権下において、私の考えを少しでも踏襲し、この10年、村民の皆様、そして職員と共に、希望を持ち続け、村づくりに傾注する時、地方創生の道も拓かれ、今後の更別村の行政組織のあり方についても方向性が定まってくると思っています。新しい指導者のもと、村民の皆様と、行政が共通認識にて、夢と希望を持ち、村一丸となって幾多の困難を乗り越えていただきたいと念じています。

地域タクシー特区については、タクシーの村内需要について把握し、採算性、事業への参入希望があるかどうかなど調査が必要と考えています。タクシー営業が有効と判断される場合には、村内タクシー事業への参入希望者に対して車両整備等の支援は可能と考えられます。今後、住民や関係機関のご意見も伺い、特区取得の必要性が生じた場合には、総合戦略へ搭載するとともに、特区取得の協力をしなければならないと思います。

先送りを許さない行政執行を

村長―一瞬足りとも村づくりが停滞してはならない

赤津議員　これから行政はたくさんの諸問題解決が求められてきます。国は効率的な政府を実現し、役場も小さく効率のよいものに進化しなければなりません。そのためにも住民ニーズをしっかり捉え、問題解決を先送りせず、傷口の小さなときに処理することが大切です。解決しておかなければならない諸問題を先送りしない行政執行について村長のご見解をお伺いいたします。

村長　これまでの8年間にわたる村政運営において、先送りや積み残したものは少ないと思っています。十勝モーターパークの多額滞納問題、幕別町忠類地区との村界問題、商店街の活性化や危険な空き家対策、土地改良事業の積極実施、憩いの家の整備や上更別グループホームの移転改築、そして、子育て環境の充実、長年の課題であった更別農業高校の校舎等の整備や幼小中の教育振興など、精力的に取り組んできたつもりです。また、平成19年には、第五期と

意　見　書　国に対して意見書を提出しました

◎外形標準課税の適用拡大に反対する意見書

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源のひとつとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金１億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝地域においても例外ではありません。消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なう恐れがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねることです。このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。また、法人事業税の外形標準課税を資本金１億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員への給与総額などが新たな課税対象となり、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与えます。よって、道内企業数の99.8％、雇用者数で83.3％を占める中小企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対するものです。

（提出者）堂場聰志　（賛成者）本多芳宏

◎ＴＰＰ交渉等国際貿易交渉に係る意見書

ＴＰＰ交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われております。また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。ＴＰＰは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。このため、平成25年４月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、ＴＰＰから脱退すること、ＥＰＡ・ＦＴＡ等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持することを求めるものです。

（提出者）髙橋清美　（賛成者）松橋昌和

◎労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

我が国においては、働く者のうち約９割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。現在、国においては、「成長戦略」のなかで、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされていますが、働く者のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要です。同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要です。また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ＩＬＯの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性も踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきです。よって、労働者が安心して働くことができるよう、労働者保護ルール改悪反対を求めるものです。

（提出者）髙木修一　（賛成者）髙橋清美

◎農協関係法制度の見直しに関する意見書

農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと、ＪＡ・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないことを求めるものです。

（提出者）本多芳宏　（賛成者）赤津寛一郎

EXTRA!!! The Times EXTRA!!!

委員会レポート

●―総務厚生常任委員会

▼調査事項
・福祉の里温泉の衛生管理対策について
・福祉の里総合センター健康増進室における健康増進機器の更新と利用状況について
▼調査日
2月19日
▼調査結果

(1)福祉の里温泉の衛生管理対策について

福祉の里温泉では、衛生管理に関する業務を3業者に委託している。細菌検査は年2回行われているが、この検査は管理基準に基づくもので実施は任意とされている。平成26年11月に行われた細菌検査でシャワーからレジオネラ菌が検出され、10日間の利用休止の措置が取られた。保健福祉課では、月に1回実施していたシャワーヘッドの分解清掃・消毒を月2回実施することとし、委託業者に対し殺菌・消毒に使用する塩素濃度を適正管理するよう改めて指示するとともに、レジオネラ菌対策に関する要領を確認するなど、再発防止の対応を行っている。レジオネラ菌を含んだ飛沫が肺に入り込むとレジオネラ肺炎やポンティアック熱を発症し、特にレジオネラ肺炎は、乳幼児や高齢者などの体力や抵抗力が低い人が感染しやすく、重症化すると死亡する場合もあると言われている。福祉の里温泉では、平成21年にもレジオネラ菌の検出に伴い利用が休止されていることから、特に委託業者が行う業務について十分点検するとともに、業務内容の確認、指示を怠ることなく、再びレジオネラ菌が検出されることがないように衛生管理を徹底すべきである。

(2)福祉の里総合センター健康増進室における健康増進機器の更新と利用状況について

生活習慣病の予防や健康・体力維持のための運動が行えるよう、平成14年度にランニングマシーンなどのトレーニング機器7台が設置された。平成20年度から利用料金が見直されたこともあり、利用者は増加し、年間の利用者は、平成21年度、1千51人、平成22年度、1千834人、平成23年度、2千人であった。トレーニング機器の老朽化により故障が相次ぎ、平成24年度の利用者は1千597人に減少したが、平成25年度にトレーニング機器を更新したことから利用者は再び増加に転じ2千321人となった。平成26年度も平成25年度と同程度の利用者数が見込まれる。村民の健康増進は医療費の低減にもつながることから、今後も利用者のニーズを的確に把握し、計画的にトレーニング機器を更新するとともに、より多くの村民に利用してもらえるよう周知を図るべきである。

●―産業文教常任委員会

▼調査事項
・地域おこし協力隊の活動状況について
・雇用対策について
▼調査日
2月12日
▼調査結果

(1)地域おこし協力隊の活動状況について

村においては、平成25年3月、7月に観光振興、特産品開発に特化し3名の受け入れを行ってきた。現在、十勝管内9町村27名の協力隊員が活動しており、自治体では活性化や移住、雇用につなげる制度として活用している。観光振興では、観光協会業務やイベントの企画立案、フェイスブックによる情報発信等を行ってきた。特産品開発では、どんぐり推進部会のさらべつさんうどんの製造、販売を中心に特産品開発研究にも取り組んでいる。平成26年度からは、委嘱から村の臨時職員へ雇用形態を変更し、安定した採用を目指している。企画政策課、産業課に配属されていたが、現在、3名が産業課に配置され活動中である。平成27年度、1名は4月から村の民間の事業所に就職が内定しており、定住化にも効果がみられる。うどんの販路拡大や安定供給が図られ、すももの特産品開発等に効果が表れてきている。4月以降、2名の新規募集をしており、引き続き3名の配置をしていく予定である。他の分野への制度活用も検討しており、必要に応じて募集を行っていく予定である。今後、農業分野などでも活用できるか検討が必要である。特産品開発においては、うどんの製造、販売を民間に移していく時期にきているのではないか。地元雇用にもつながるのではないか。人材確保には雇用形態も重要だが、臨時職員にすることによる本来の地域おこし協力隊の活動に制限がされることにつながっている。住民との交流を大切に活動の場を広げていただきたい。

(2)雇用対策について

事業の主なものは、商工業、農業の地元事業所の新規雇用に対し、12か月分の給与月額の2分の1を助成するもの。福祉施設等のサービス事業を行う事業所の雇用確保に一時金となる支度金を助成するもの。新規就農予定者の技術、経営能力等の習得や農作業、農家生活を通し、後継者との交流を深める受入れに対し助成するものがある。雇用対策とともに定住人口の増加対策を併せて運用しており、一定の成果を挙げている。農業においては、国の担い手経営発達支援事業、新規就農総合支援事業等の活用も含め、関係機関と検討し取り組んでいく。庁内に立ち上げた更別村まち・ひと・しごと創生本部において雇用関連対策の検討を進めている。事業を進める上で定住対策とも連動し、住宅確保が課題である。賃貸住宅建設促進事業も継続されているが、家賃等多くの課題もある。居住環境の整備も含め事業を推進していただきたい。雇用対策との関連として、新規就農者受入特別措置条例による支援措置を設置しているが、新規就農者の基準の見直しが必要な時期にきている。畑作、酪農ともに現実性をもったものにすべきである。見直しにはJAとの連携が不可欠で、早期に協議、検討すべきである。

豊かで・安心・笑顔あふれる夢大地 さらべつ議会
2015年6月10日発行（年4回発行）
No.152号

全国町村議会 議長会表彰

このほど、木山幸則前議長が村議会議長在職7年以上、村議会議員在職15年以上、赤津寛一郎前議員が、村議会議員在職27年以上、本多芳宏議員が、村議会議員在職15年以上により、全国町村議会議長会表彰を受けられました。本会議の開会前に表彰状の伝達が行われ、同僚議員から大きな拍手が送られました。

議会日誌

2月
- 4日 議会報告会
- 5日 国際トラクターBAMBA実行委員会総会に議長出席
- 8日 どんぐり保育園生活とおはなしあそび発表会に議長出席
- 12日 産業文教常任委員会
- 12日 全員協議会
- 15日 更別村の教育を考える村民集会に議長出席
- 18日 十勝町村議会議長会役員会に議長出席
- 19日 総務厚生常任委員会
- 20日 十勝町村議会議長会定例会に議長出席
- 26日 全員協議会

3月
- 1日 更別農業高等学校卒業式に議長出席
- 3日 議会運営委員会
- 8日 どんぐり保育園卒園式に議長出席
- 10～16日 第1回議会定例会
- 11日 産業文教常任委員会
- 11日 総務厚生常任委員会
- 13日 更別中央中学校卒業式に議長出席
- 15日 帯広・広尾自動車道更別IC～忠類大樹IC開通記念式、通り初め式に議長出席
- 16日 議会運営委員会
- 23日 更別小学校卒業式に議長出席
- 24日 上更別小学校卒業式に副議長出席
- 26日 十勝圏複合事務組合議会、十勝環境複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会に議長出席

4月
- 6日 上更別幼稚園入園式に議長出席
- 7日 更別幼稚園入園式に議長出席
- 8日 上更別小学校入学式に副議長出席
- 8日 更別小学校入学式に議長出席
- 8日 更別中央中学校入学式に議長出席
- 9日 更別農業高等学校入学式に議長出席
- 21日 更別村農業協同組合種子馬鈴薯選別・貯蔵施設地鎮祭に議長出席
- 24日 多面的機能支払交付金に係る更別南地域未来づくり協議会設立総会並びに協定調印式に議長出席
- 24日 更別幼稚園卒園式に議長出席
- 25日 上更別幼稚園卒園式に議長出席
- 29日 どんぐり保育園・学童保育所入園入所式に議長出席

5月
- 1日 初議会運営会議
- 8日 第1回議会臨時会
- 11日 更別村商工会通常総会に議長出席
- 12日 市街地活性化交流拠点施設地鎮祭に議長出席
- 20日 更別村農業協同組合通常総会に議長出席
- 20日 南十勝町村議会議長・副議長懇話会に議長、副議長出席
- 21日 更別消防団春季消防演習に議長出席
- 22日 十勝圏活性化推進期成会行財政環境委員会に議長出席
- 22日 十勝町村議会議長会定例会に議長出席
- 25日 議会運営委員会（広報）
- 29日 更別森林組合通常総会に議長出席

定例会審議結果

平成27年第1回村議会定例会（3月10日～3月16日）

件名	議案	議決結果
議案	▼条例の制定 ・地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例制定の件 ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件	原案可決
	▼条例の改正 ・保育実施条例の全部を改正する条例制定の件 ・議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 ・職員定数条例の一部を改正する条例制定の件 ・議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 ・特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 ・教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件 ・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 ・手数料条例の一部を改正する条例制定の件 ・介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 ▼道路条例の廃止・認定 ・道路条例の廃止の件 ・村道路線の認定の件	〃 原案可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	▼財産の無償貸付 ・村有財産の無償貸付の件	原案可決
	▼補正予算 ・平成26年度一般会計補正予算（第7号）の件 ・平成26年度一般会計補正予算（第8号）の件 ・平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件 ・平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件 ・平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件 ・平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件 ・平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件	原案可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃
	▼当初予算 ・平成27年度一般会計予算の件 ・平成27年度国民健康保険特別会計予算の件 ・平成27年度後期高齢者医療事業特別会計予算の件 ・平成27年度介護保険事業特別会計予算の件 ・平成27年度簡易水道事業特別会計予算の件 ・平成27年度公共下水道事業特別会計予算の件	原案可決 〃 〃 〃 〃 〃
請願	・農協関係法制度の見直しに関する請願書の件 ・TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件	採択 〃
意見書	・外形標準課税の適用拡大に反対する意見書の件 ・労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の件 ・農協関係法制度の見直しに関する意見書の件 ・TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の件	原案可決 〃 〃 〃

■発行 更別村議会 ■編集 更別村議会運営委員会
〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
TEL 0155-52-2117 FAX 0155-52-2812